

保護者の皆様へ

川崎市こども未来局保育事業部保育第2課長

本市病児・病後児保育施設における町田市との相互利用の開始及び本市施設利用時の確認書類の変更について

病児・病後児保育事業について、この度、町田市と病児・病後児保育施設の相互利用に係る連携協定を締結しました。これにより、町田市内の病児・病後児保育施設（対象施設は下記に記載）が利用できるようになりました。また、本市施設の利用につきましても次のとおり変更がありますので周知致します。

1 町田市との相互利用の開始について

(1) 対象施設

施設名	施設住所
はやしクリニック キッズ・ケアルーム (病児・病後児保育)	町田市忠生 2-29-20
病児保育室 おおきな樹	町田市原町田 6-22-15
南町田病児保育室 じんべえ	町田市鶴間 3-2-3
ききょう保育園病後児保育室「ひまわり」	町田市鶴川 1-16-7
小野路保育園分園病後児保育室「つくし組」	町田市野津田町 1084-1
高ヶ坂ふたば保育園病後児保育室「こすもす」	町田市高ヶ坂 7-26-6
かえで保育園病後児保育室「れんげ」	町田市小山町 775

(2) 相互利用の開始時期

令和5年1月4日（水）から ※令和4年12月から事前登録が可能です。

(3) 川崎市在住の方が町田市内の施設を利用する場合の注意事項

※詳細は町田市のホームページや各施設に御確認ください。

- ・施設の利用方法等は、原則、町田市の定めによります。
- ・利用にあたり各施設ごとに事前に利用登録が必要となります。



町田市ホームページ

2 今後、川崎市内の病児・病後児施設を利用する場合の確認書類の変更

- ・相互利用を開始するにあたり、川崎市の主治医指示書の様式を本市のホームページに掲載することになりました。また、令和5年1月以降、本市の施設を利用される場合は、主治医指示書を提出する他、受診した医療機関の領収書または診療報酬明細書、請求書など実際に受診したことが分かる資料1点を利用日当日に施設職員に提示することになりましたのでお持ち下さいますようお願いいたします。

(保育事業部保育第2課担当)

電話 044-200-0226